

盛岡市農業集落飲雑用水供給施設使用料の改定について

平成28年11月24日

農 林 部

1 改定の趣旨

水道料金との均衡を図るため、農業集落飲雑用水供給施設の使用料の額を改定しようとするものである。

2 改定の内容

農業集落飲雑用水供給施設の使用料の額を次のとおり改める。

区分		改定前	改定後
基本料金（1月につき）		1,400円	1,500円
従量料金（1㎡につき）	10㎡までの分	62円	60円
	10㎡を超える分	124円	113円

3 施行期日

平成29年4月1日

